

伊万里港開港50周年記念事業実行委員会 規約

(名 称)

第1条 この会は、伊万里港開港50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、伊万里港開港50周年記念事業の諸事業を実施し、伊万里港開港50年の歴史を振り返るとともに、伊万里港の更なる発展に向けた契機とすることを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 伊万里港開港50周年記念事業の企画及び運営に関すること。
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる機関、団体で組織する。

- 2 前項に規定する機関、団体を代表する者をもって実行委員会の委員とする。

(役 員)

第5条 実行委員会の円滑な運営を図るため、実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 実行委員長 1名
- (4) 監 事 2名

2 会長は、佐賀県知事が務める。

3 副会長は、伊万里市長並びに伊万里商工会議所会頭が務める。

4 実行委員長は伊万里市長が務める。

5 監事は、伊万里国際コンテナターミナル株式会社代表取締役社長並びに伊万里市区長会連合会会長が務める。

(役員の仕事)

第6条 会長は実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長に事故あるとき又は、欠けたときはその職務を代理する。
- 3 実行委員長は実行委員会の運営を総括する。

- 4 実行委員長に事故あるときは、伊万里市副市長がその職務を代行する。
- 5 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、第2条に規定する目的が達成され、実行委員会を解散する日までとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

(実行委員会)

第8条 実行委員会は、必要により会長が招集し、実行委員長が議長を行う。

- 2 実行委員会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 実行委員会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (3) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(経費等)

第9条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を伊万里市政策経営部伊万里港開港50周年記念事業推進室に置く。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成29年5月19日から施行する。

別表1 (第4条関係)

機関、団体名
佐賀県
伊万里市
伊万里商工会議所
伊万里国際コンテナターミナル株式会社
伊万里市区長会連合会
伊万里市農業協同組合
伊万里青年会議所
唐津海上保安部伊万里海上保安署
国土交通省九州地方整備局 唐津港湾事務所
国土交通省九州運輸局 佐賀運輸支局
伊万里警察署
伊万里土木事務所